

〈令和3年2月1日作成〉

黒部市民病院 敷地内保険薬局整備・運営事業公募型プロポーザル実施要項

1. 事業の目的(趣旨)

黒部市民病院(「以下、「病院」という。)」では、病院敷地内に保険薬局(以下、「薬局」という。)の設置を行い、患者をはじめとした病院利用者のサービス向上を図り、また、病院経営の安定化、併せて院外処方の方の更なる拡充を計画しております。このことから薬局を開設する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2. 事業概要

(1) 事業名称

黒部市民病院 敷地内保険薬局整備・運営事業

(2) 事業内容

事業者が病院の敷地の一部を賃借し、すべての費用を負担して薬局を開設するために必要な設備及び建物等を整備し、所定の期間にわたり当該薬局を運営する。

(3) 事業予定地

①所在地: 富山県黒部市三日市 1108 番地 1(別紙図面のとおり)

②土地所有者: 黒部市

③公法上の規制

ア. 都市計画法

都市計画: 都市計画区域内

用途地域: 別紙図面のとおり

防火地域: 準防火地域

イ. 建築基準法

建ぺい率: 60%

容積率: 200%

(4) 公募する薬局(事業者)の数

1 店舗

3. 事業期間

本事業の実施期間は10年間とする。なお、施設の設置及び撤去に要する期間は本事業期間に含まないものとする。ただし、施設の設置及び撤去に要する期間は、特段の理由がない限り、それぞれ1年以内、半年以内とし、病院と事業者が協議して実施期間を定め、契約する。また、契約期間満了後の更新については、病院と事業者が協議するものとする。

4. 事業の基本事項

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 地域包括ケアシステム確立のための、かかりつけ薬局(地域薬局)の推進に向け、薬局と地域薬局との良好な連携を目指すものであること。
- (3) 事業者の資金と運営能力によって施設整備、維持管理、運営を行うことで当院の調剤業務の軽減を図れる者であること。
- (4) 事業者は、患者の利便性を向上させる場を提供するため、本要項の内容を満たす範囲で、「別紙図面」に示す病院敷地内に薬局を設置するものとし、設置する位置(希望する場所)及び利用者の動線を提案するものとする。
- (5) 事業者は、事業運営に必要な病院の敷地又は施設、設備等について黒部市財産管理規則の規定により使用許可を受けるものとし、その使用料は近傍類似の公示価格や実勢価格を参考に病院に提案するものとする。なお、使用期間は薬局の設置工事着手月の初日から撤去工事完了月の末日までとする。
- (6) 薬局の設置、関連する既存施設の改修等に関する工事及び各種手続き並びに本件業務に係る光熱水費を含む一切の経費は、事業者の負担とする。また、防犯及び防災の管理について必要な対応を行うと共に、病院管理者と十分協議して実施に当たるものとする。

5. 応募資格

本事業に応募することのできる事業者は、業務を実施するにあたり、必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。
- (3) 黒部市の市税並びに法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 本事業の永続性及び安定性を確保するため、財務状況、損益状況及び資金状況に問題のない健全な財務体質を有すること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成26年法律第79号)第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (7) 薬局の運営が可能な人員を継続的に配置でき、医療機関と連携して調剤業務を遂行できること。
- (8) 本事業の安全性を確保するため、法令に照らし合わせ、過去において不正及び不誠実な行為がなく、将来においても同様に本事業を履行できること。
- (9) 薬局に従事する薬剤師のうち少なくとも1名は、開設時まで富山県薬剤師会に入会すること。

(10) 当院は、地域医療支援病院であることに鑑み、近隣の保険薬局をはじめとした関係施設との良好な関係の構築に努めること。必要に応じて他の保険薬局との勉強会等の開催を提案できること。また他の保険薬局からそのような求めがあった場合は適切に対応できること。

(11) 当院は、災害拠点病院に指定されていることに鑑み、災害時には近隣の支店等から必要な薬剤等の供給が可能であること。

6. 公募参加時の提出書類

公募への参加を希望する事業者は、次のとおり書類を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

①参加申込書(様式①)

②会社概要整理表(様式②)

③会社概要(書式は任意。ただし、A4版2枚にまとめること)

④登記事項証明書

⑤国税及び地方税に未納がないことを証する書類

⑥財務諸表(直近3か年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本変動計算書、キャッシュフロー計算書)

⑦参加表明調書(様式③)

⑧薬局営業実績書(様式④)

(2) 提出期間: 令和3年2月8日(月)午前9時から2月26日(金)午後5時まで

(3) 提出先: 〒938-8502 富山県黒部市三日市1108-1 黒部市民病院 総務課用度係

(4) 提出部数: 1部

(5) 提出方法: 書類は郵送又は持参により提出すること。

7. 参加表明に対する質疑等

参加表明調書の作成若しくは参加表明の提出に関して質疑又は確認したい項目がある場合は、質問書(様式⑤)を提出することができる。

(1) 提出期間: 令和3年2月8日(月)午前9時から令和3年2月15日(月)午後5時まで

(2) 提出方法等

①質問書に質疑事項を記載の上、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス: s.tokumoto@med.kurobe.toyama.jp

②質疑内容は簡潔にまとめること。

③質疑に関する回答は令和3年2月24日(水)午後5時までに電子メールで行う。なお、質疑に対する回答については、当院のホームページ上に掲載する。

8. 参加資格確認審査結果の通知

参加資格確認審査結果は令和3年3月5日(金)までに電子メール及び書面により通知する。

9. 参加資格確認審査結果後の辞退について

参加資格確認審査で参加が認められたにもかかわらず辞退する場合には、病院に速やかに連絡するとともに、辞退届(様式⑥)を書面にて提出すること。

10. 企画提案書の提出

参加資格確認審査により参加が認められた事業者は、以下により企画提案書を病院に提出しなければならない。

(1) 提出期間: 令和3年3月8日(月)午前9時から令和3年4月2日(金)午後5時まで

(2) 提出先: 上記6. (2)記載の提出先に同じ

(3) 企画提案書の作成要項

①用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

②別途図面等を添付する場合はA3用紙の使用を可とする。

③企画提案書(様式⑦)を表紙とし、紙媒体で10部を提出する。

④作成費用については、選定結果に関わらず事業者の負担とする。

(4) 提出方法: 書類は郵送(書留若しくは信書便)又は持参で提出する。

(5) 提出された書類の取扱い

①提出された書類は、原則非公開とする。

②提出された書類は、返却しない。

③提出された書類は、企画提案内容審査以外に使用しない。

④提出された書類は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

⑤提出された企画提案書の訂正、追加及び再提出は原則認めない。

⑥著作権は、原則としてそれぞれの参加者に帰属する。ただし、審査によって優先交渉権者に採用された企画提案書の著作権は、当院に帰属する。

(6) 失格要件

①本要項の公表後、本要項に定める手続き以外の手法により、審査委員会委員に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めたとき。

②虚偽の内容が記載されていたとき。

③契約締結までに、参加資格要件に掲げる事項を満たさなくなったとき。

④提出期限までに書類を提出しなかったとき。

(7) 契約交渉

当院は本プロポーザルにおいて、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行うこととするが、契約の締結に至らなかった場合は、次順位者と交渉を行うものとする。

11. 企画提案書の提出に対する質疑等

企画提案書の作成又は提出に関して質疑若しくは確認したい項目がある場合は、質問書(様式⑧)を提出することができる。

(1) 提出期間: 令和3年3月8日(月)午前9時から令和3年3月12日(金)午後5時まで

(2)提出方法等

①質問書に質疑事項を記載の上、電子メールで提出すること。

提出先メールアドレス:上記7.(2)①記載に同じ。

②質疑内容は簡潔にまとめること。

③質疑に関する回答は令和3年3月24日(水)午後5時までに電子メールで行う。なお、質疑に対する回答については、当院のホームページ上に掲載する。

(3)現地説明会

別紙「現地説明会について」を参照のこと。

12. 優先交渉権者の選定方法等

最も優秀な企画を提案した事業者を優先交渉権者とし、その選定方法等は以下のとおりとする。

(1)選定方法

優先交渉権者の選定は、審査委員会の審査によって決定する。審査委員会は、病院で選任する審査委員が審査基準(公表はしない)を基に企画提案書を評価し、最も評価が高い企画提案者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催を予定しているが、開催の際は、電子メールにより各企画提案者に通知する。

(2)審査結果の通知

結果は令和3年4月下旬までに電子メール及び書面により通知する。

13. 契約締結

選定の結果、病院は優先交渉権者(又は次順位者)と条件等の協議を行い、両者合意に至った場合は、その協議結果を基に契約条件の詳細を含めた契約を締結する。なお、契約に係る印紙代等の費用は事業者の負担とする。

14. 病院の概要

(1)名称 黒部市民病院

(2)所在地 〒938-8502 富山県黒部市三日市 1108 番地 1

(3)病床数 一般 405 床、結核5床、感染4床

(4)診療科目 34 診療科

内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、感染症内科、漢方内科、脳神経内科、リウマチ科、外科、消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、耳鼻いんこう科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、整形外科、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科、脳神経外科、麻酔科、精神科、心療内科、歯科口腔外科、形成外科、臨床検査科、病理診断科、救急科

(5)外来診療日及び時間

①診療日:平日(土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除く)

②時間:8時30分から17時まで

(6) 院外処方箋発行枚数(令和元年度実績)

- ①1日平均外来患者数 835名
- ②1日平均処方箋発行枚数 380枚
- ③院外処方箋発行率 80.8%

15. その他留意事項

- (1) 事業者は、病院から情報公開、調査及び報告等を要請した場合は、速やかにこれに応ずるものとする。
- (2) 本要項に係る手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本要項及び企画提案書に記載されていない事項については、協議により定める。

16. プロポーザルのスケジュール

期 間	内 容
令和3年2月8日(月)～2月26日(金)	実施要項等の交付期間
令和3年2月8日(月)	参加表明書の受付開始
令和3年2月8日(月)～2月15日(月)	参加表明書に係る質問書提出期間
令和3年2月24日(水)	参加表明書に係る質問への回答期限
令和3年2月8日(月)～2月26日(金)	参加表明書の提出期間
令和3年3月5日(金)	参加資格審査結果通知
令和3年3月8日(月)	現地説明会
令和3年3月8日(月)～3月12日(金)	企画提案書提出に係る質問書提出期間
令和3年3月24日(水)	企画提案書提出に係る質問への回答期限
令和3年3月8日(月)～4月2日(金)	企画提案書の提出期間
令和3年4月中旬	選定委員会(プレゼンテーション予定)
令和3年4月下旬	審査結果の通知
令和3年5月上旬	基本協定書の契約締結